

嬉野市地域防災計画（第3編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予防対策 第3節 市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発	第2章 災害予防対策 第3節 市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発	
310	市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。 また、防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。 （略）	市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。 また、防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。 （略）	【国基本計画にて修正】
	第3章 災害応急対策 第1節 基本方針 第2項 活動体制の確立	第3章 災害応急対策 第1節 基本方針 第2項 活動体制の確立	
311	（略） 1 緊急時モニタリング活動 市は、県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置した場合は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集をするため、迅速に環境放射線モニタリングを開始し、活動に協力する。 2 緊急時モニタリング結果の報告等 市は、県災害警戒本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他の市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。	（略） 1 緊急時モニタリング活動 市は、県が災害警戒<u>対策</u>本部又は災害対策本部を設置し、環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置した場合は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集をするため、迅速に環境放射線モニタリングを開始し、活動に協力する。 2 緊急時モニタリング結果の報告等 市は、県災害警戒<u>対策</u>本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他の市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒<u>対策</u>本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。	【県地域防災計画に整合】
	第2節 文教対策計画 第3項 応急教育の実施	第2節 文教対策計画 第3項 応急教育の実施	
322	（略） 4 学用品の調達、給与 (1) 教科書 ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与である<u>と否と</u>を問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。 また、このことを文部科学省に対し、報告する。 （略）	（略） 4 学用品の調達、給与 (1) 教科書 ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与である<u>か否か</u>を問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。 また、このことを文部科学省に対し、報告する。 （略）	【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第3編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第3節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	第3節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	
324	原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期 情報収集事態段階 警戒事態段階 施設敷地緊急事態段階 全面緊急事態段階 (原災法15条通報後) 【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態】 ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・平常時モニタリングの継続(固定局稼働状況の確認等) 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 ・災害警戒本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・平常時モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請	原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期 情報収集事態段階 警戒事態段階 施設敷地緊急事態段階 全面緊急事態段階 (原災法 15 条通報後) 【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態】 ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・平常時モニタリングの強化 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 ・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急時モニタリングの開始 ・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・自衛隊への災害派遣要請 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置 ・専門家の派遣要請 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請	【県地域防災計画に整合】